

平成30年議案第1号

神奈川県立横須賀高等学校朋友会会則の改正について

神奈川県立横須賀高等学校朋友会会則の一部を改正する会則を次のように定める。

平成30年3月21日提出

神奈川県立横須賀高等学校朋友会

会長 大竹 英 恵

神奈川県立横須賀高等学校朋友会会則の一部を改正する会則

神奈川県立横須賀高等学校朋友会会則を次の表のとおり改正する。

現行	改正案
(名称) 第1条 本会は、神奈川県立横須賀高等学校朋友会と称し、事務所を <u>神奈川県立横須賀高等学校（以下母校という）内</u> におく。	(名称) 第1条 本会は、神奈川県立横須賀高等学校朋友会と称し、事務所を <u>神奈川県横須賀市若松町3-15-2 103号</u> におく。
(目的) 第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて <u>母校と社会と</u> に貢献することを目的とする。	(目的) 第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて <u>神奈川県立横須賀高等学校（以下「母校」という。）の支援及び地域へ</u> 貢献することを目的とする。
(会員) 第3条 本会は、 <u>次の会員で組織する。</u> (1) <u>通常会員 神奈川県立第四中学校、同横須賀中学校、同横須賀高等学校の卒業生及びこの各校に在学したことがある者</u> (2) <u>特別会員 母校教職員及び旧教職員</u> (3) <u>名誉会員 特に本会对し功労のあった者</u>	(会員) 第3条 本会は、 <u>神奈川県立第四中学校、神奈川県立横須賀中学校又は神奈川県立横須賀高等学校を卒業し、又は在学した者のうち、入会届を提出した者を会員とする。</u>
(事業) 第4条 <u>本会の</u> 目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>会報、会員名簿の発行</u> (2) <u>文化的な催し</u> (3) <u>母校に対する後援活動</u> (4) <u>その他必要な事業</u>	(事業) 第4条 <u>本会は、第2条の</u> 目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>会員に係る情報の発信</u> (2) <u>クラス会、学年同窓会等の開催支援</u> (3) <u>母校の在校生に対する支援</u> (4) <u>母校の周辺地域への貢献活動</u> (5) <u>その他目的を達成するのに必要な事業</u>

<p>(役員及び幹事)</p> <p>第5条 本会に、次の<u>役員及び幹事</u>を置く。</p> <p>(1) <u>役員</u> 会長 1名 // 副会長 若干名 // 会計 2名 // 監事 2名</p> <p>(2) <u>幹事</u> 常任幹事 若干名 // 各期幹事 若干名</p> <p>2 会長及び監事は、総会で<u>通常会員</u>の中から選出する。</p> <p>3 副会長、<u>常任幹事及び会計</u>は、<u>通常会員</u>の中から会長が指名する。</p> <p>4 <u>各期幹事</u>は、各期から選出する。</p>	<p>(役員等)</p> <p>第5条 本会に、次の<u>役員等</u>を置く。</p> <p>(1) <u>役員</u> ア 会長 1名 イ 副会長 4名以内 ウ 会計 2名</p> <p>(2) <u>監事</u> 2名</p> <p>(3) <u>常任幹事</u> 12名以内</p> <p>(4) <u>各期代表</u> 各4名以内</p> <p>2 会長及び監事は、総会で<u>会員</u>の中から選出する。</p> <p>3 副会長、<u>会計及び常任幹事</u>は、<u>会員</u>の中から会長が指名する。</p> <p>4 <u>各期代表</u>は、各期から選出する。</p>
<p>(役員、幹事の任期)</p> <p>第6条 <u>役員</u>の任期は、2年とする。ただし、再選または再任を妨げない。</p> <p>2 常任幹事の任期は、2年とする。ただし、会長の指名があった場合は、引き続きその業務を担当するものとする。</p> <p>3 <u>各期幹事</u>の任期は特に定めず、各期に一任する。</p>	<p>(役員等の任期)</p> <p>第6条 <u>役員及び監事</u>の任期は、2年とする。ただし、再選又は再任を妨げない。</p> <p>2 (現行と変わらず)</p> <p>3 <u>各期代表</u>の任期は特に定めず、各期に一任する。</p>
<p>(役員及び幹事の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し、会の業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長が定めた分掌によりその職務を行う。会長事故あるときは、会長が定めた順序により、その職務を行う。</p> <p>3 会計は、金銭の出納及び管理を行う。</p> <p>4 監事は、本会の業務及び会計並びに財産を監査する。</p> <p>5 常任幹事は、役員会で決定された業務を処理し、本会の運営にあたる。</p> <p>6 <u>各期幹事は、その期の会の業務を処理し、かつ本会の業務の運営にあたる。</u></p>	<p>(会長等の職務)</p> <p>第7条 (現行と変わらず)</p> <p>2 (現行と変わらず)</p> <p>3 (現行と変わらず)</p> <p>4 (現行と変わらず)</p> <p>5 (現行と変わらず)</p> <p>6 <u>各期代表は、本会から各期への連絡事項を伝達する。</u></p>
<p>(名誉会長)</p> <p>第8条 現母校校長を名誉会長とする。</p>	<p>(名誉会長)</p> <p>第8条 (現行と変わらず)</p>

<p>(顧問)</p> <p>第9条 本会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、本会に特に功労のあった会員を会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。</p> <p>3 顧問は、総会において承認された時点から維持会費の納入を免除されるものとする。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第9条 本会に相談役を置く。</p> <p>2 相談役は、本会の歴代会長の職にあった者を充てる。</p> <p>(削除)</p>
<p>(会議)</p> <p>第10条 本会の会議は、総会、役員会、常任幹事会及び幹事会とする。</p> <p>2 議事は、この会則に特別の定めがあるものの外、出席会員の過半数をもって決める。</p>	<p>(会議)</p> <p>第10条 本会の会議は、総会、役員会及び常任幹事会とする。</p> <p>2 会議は、構成員の過半数の出席(委任状の提出を含む。)をもって成立する。</p> <p>3 議事は、この会則に特別の定めがあるものの外、出席会員(委任状を提出した者を含む。以下同じ。)の過半数をもって決める。</p>
<p>(総会)</p> <p>第11条 定時総会は、毎年6月に開催し、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 前年度の事業及び会計決算報告</p> <p>(2) 当年度の事業計画及び予算案</p> <p>(3) 会長及び監事の選出</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>2 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。</p>	<p>(総会)</p> <p>第11条 総会は、第16条に規定する会計年度終了後3か月以内に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。</p> <p>2 総会は、役員、監事、常任幹事及び各期代表をもって構成する。</p> <p>3 総会は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 前年度の事業及び会計決算報告</p> <p>(2) 当年度の事業計画及び予算案</p> <p>(3) 会長及び監事の選出</p> <p>(4) その他必要な事項</p>
<p>(役員会)</p> <p>第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。</p>	<p>(役員会)</p> <p>第12条 (現行と変わらず)</p>
<p>(常任幹事会及び幹事会)</p> <p>第13条 常任幹事会は、役員及び常任幹事をもって構成する。</p> <p>2 幹事会は、役員及び幹事をもって構成する。</p> <p>3 常任幹事会及び幹事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 総会に提出する議案</p> <p>(2) 総会から委任を受けた事項</p> <p>(3) その他必要な事項</p>	<p>(常任幹事会)</p> <p>第13条 (現行と変わらず)</p> <p>(削除)</p> <p>2 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。</p> <p>(1) (現行と変わらず)</p> <p>(2) (現行と変わらず)</p> <p>(3) (現行と変わらず)</p>

<p>(委員会)</p> <p>第14条 本会に各種の委員会を設け、本会の目的に沿って活動する。</p> <p>2 各委員会の委員は会長が委嘱する。</p>	<p>(オフィススタッフ)</p> <p>第14条 オフィススタッフは、必要に応じて会長が指名する。</p> <p>2 オフィススタッフは、会長の指示により、情報の発信、出納、ネットワークの構築等を行う。</p>
<p>(会計)</p> <p>第15条 本会は、入会金、維持会費、寄付金及び雑収入をもって運営する。</p> <p>2 通常会員の入会金は 3,000 円とし、入会時に全額を納入する。</p> <p>3 通常会員の維持会費は、<u>年額 1,500円とし、隔年毎に 2 年分 3,000円を納入するものとする。</u></p>	<p>(会計)</p> <p>第15条 (現行と変わらず)</p> <p>2 (現行と変わらず)</p> <p>3 会員の維持会費は、<u>年額 1,500円とする。</u></p>
<p>(会計年度)</p> <p>第16条 本会の会計年度は、<u>4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</u></p>	<p>(会計年度)</p> <p>第16条 本会の会計年度は、<u>7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。</u></p>
<p>(表彰)</p> <p>第17条 本会及び母校に特に功労のあった会員に対しては、<u>総会もしくは幹事会</u>の議決を経て表彰することができる。</p>	<p>(表彰)</p> <p>第17条 本会及び母校に特に功労のあった会員に対しては、<u>総会又は常任幹事会</u>の議決を経て表彰することができる。</p>
<p>(会則の改廃)</p> <p>第18条 この会則の改廃については、総会において出席会員の 3分の2以上の賛成を必要とするものとする。</p>	<p>(会則の改廃)</p> <p>第18条 (現行と変わらず)</p>
	<p>(設立年月日)</p> <p>第19条 本会の設立年月日は、<u>大正2年3月25日とする。</u></p>

附 則

(施行年月日)

- 1 この会則は、平成30年3月21日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成30年7月1日から施行し、同年4月1日から同年6月30日までの期間を特別年度とする。

(経過規定)

- 2 この会則施行の際現に会員である者については、第3条の入会届を提出しているものとみなす。